

道路運送法第20条2号に基づく協議会において協議が調ったことを証する書類

『大阪・関西万博に向けた「なにわモデル」に関する協議会』において、下記のとおり協議が調ったことを証明します。

記

1. 協議が調った年月日
令和6年12月20日
2. 「なにわモデル」実施に係る営業区域外旅客運送の必要性
万博開催期間中に増加が見込まれるタクシー需要に、府全体で対応していく体制の構築が必要。そこで、府内の余裕台数を不足地域に配車することで、万博期間中の需要増に対応する。
3. 対象となる地域
大阪府下全域（大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南交通圏、河南B交通圏、泉州交通圏、豊能郡）
4. 実施事業者
大阪府内で一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者
（ハイヤー限定事業者、福祉限定事業者を除く）
5. 実施期間
令和6年12月20日から令和7年10月31日まで
ただし、実際に運行する期間、運行台数等については、需給状況等を随時確認しながら決定する。
6. その他必要な事項
アプリ配車による事前確定運賃での実施とする。
適用する事前確定運賃算定に用いる係数は、大阪市域交通圏の係数を用いることとする。

令和6年12月20日

大阪・関西万博に向けた「なにわモデル」に関する協議会 会長 古田 正